

議案第 18 号

野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成27年野田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に係る従うべき基準について規定する介護保険法施行規則の一部改正に伴い、当該基準に係る規定を整備しようとするものである。

野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例（平成27年野田市条例第14号）

改 正 案	現 行				
(職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)</u>によることができる。<u>次項において同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、<u>複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1"> <tr> <td>担当する区域</td><td>人員配置基準</td></tr> </table>	担当する区域	人員配置基準	(職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると委員会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1"> <tr> <td>担当する区域</td><td>人員配置基準</td></tr> </table>	担当する区域	人員配置基準
担当する区域	人員配置基準				
担当する区域	人員配置基準				

における第1号 被保険者の数		における第1号 被保険者の数	
おおむね1,000 人未満	第1項各号に掲げる者の うちから1人又は2人	おおむね1,000 人未満	前項各号に掲げる者のう ちから1人又は2人
おおむね1,000 人以上2,000人 未満	第1項各号に掲げる者の うちから2人(うち1人は 専らその職務に従事する 常勤の職員とする。)	おおむね1,000 人以上2,000人 未満	前項各号に掲げる者のう ちから2人(うち1人は専 らその職務に従事する常 勤の職員とする。)
おおむね2,000 人以上3,000人 未満	専らその職務に従事する 常勤の第1項第1号に掲 げる者1人及び専らその 職務に従事する常勤の同 項第2号又は第3号に掲 げる者のいずれか1人	おおむね2,000 人以上3,000人 未満	専らその職務に従事する 常勤の前項第1号に掲げ る者1人及び専らその職 務に従事する常勤の同項 第2号又は第3号に掲げ る者のいずれか1人